

ので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、木川土地改良区の定款の変更を昭和四十一年七月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

受付

11.7.28

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日の発行)

昭和四十一年七月十五日 第三種郵便物認可

告示

◇告 示 解除予定の保安林にする旨の通知
解除予定の保安林
保安林の解除
母樹林の指定の解除
土地改良区の定款の変更の認可
◇正 誤 昭和四十一年四月鳥取県告示第二百二十四号中訂正

鳥取県告示第三百七十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字岩本字島根山二二六の一（次の図に示す部分に限る。）（二二四の二）
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県森林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 二 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字大谷字崎竹二二六の一三
- 三 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 四 解除の理由
道路敷地とするため

鳥取県告示第三百七十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九、大字湯山字高浜八八九の五〇一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路敷地とするため

(一) 次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字落折字一ツ休二九一の一、二九一の六
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第三百七十三号

林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)第八條第一項の規定に基づき、母樹林の指定を解除したので、同法同条第二項において準用する同法第四條の規定により次のとおり告示する。
昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 登 録 所 在 地 樹 種 本 数 所有者の住所及び氏名 母樹又は母樹林の別
- 七 倉吉市三江字尾崎 八八八、八八九 まつ 四五 倉吉市三江四六一 吉田 甚吉 母樹林

受付

41.7.28

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日は、翌日の翌日)

- ◇ 告 示 地城森林計画の変更
公共測量を終了した旨の通知
基本測量を実施する旨の通知
収入証紙の小売りさばり人の指定
- ◇ 告 示 地城森林計画の変更
公共測量を終了した旨の通知
基本測量を実施する旨の通知
収入証紙の小売りさばり人の指定
- ◇ 告 示 地城森林計画の変更
公共測量を終了した旨の通知
基本測量を実施する旨の通知
収入証紙の小売りさばり人の指定

告 示

鳥取県告示第三百七十七号
農産改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四條第一項第二号に規定する臨時検査検査を次のとおり実施するので、農産改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二條第二項の規定により告示す

鳥取県告示第三百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定に基づき、新開川土地改良区の定款の変更を昭和四十一年七月八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を昭和四十一年七月八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和四十一年七月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

正 誤

昭和四十一年四月鳥取県告示第二百二十四号(保安林子定森林にする旨の通知について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

- 頁 段 行 誤 正
 - 三 下 十三及び十四
 - 四 上 八及び九
 - 四 下 一及び二
 - 五 上 七及び八
 - 五 下 七及び八
- (3) 間伐その他特別の理由がある認められる場合は、次
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

昭和四十一年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 第一 次 第一 期 二 日 次 検 査 場 所 検査の箇所
- 八月十九日 午前九時三十分から 八月二十二日 午前九時三十分から 東伯郡赤松町 鳥取県畜産試験場 馬 牛

鳥取県告示第三百七十八号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一條第一項の規定に基づき、昭和四十一年五月十二日に収束した飼料の分析検査の結果を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。
昭和四十一年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗